

## 文京区長及び副区長給与条例

昭和二十二年六月二十九日

条例第七号

第一条 区長及び副区長の給料その他の給与及び旅費の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

第二条 区長及び副区長の給料額は、別表第一のとおりとする。

第三条 区長及び副区長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の九種とし、その額は別表第二による。

第四条 区長及び副区長に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当及び期末手当を支給する。

第五条 給料の支給方法及び通勤手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、三月に支給する場合においては百分の三十、六月及び十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第三十号）の適用を受ける職員の例による。

### 付 則

1 この条例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十二年五月三日以後の給与につき、これを適用する。

2 第二条及び第五条の規定については、昭和五十八年七月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十九年三月文京区条例第一号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十九号）による額を適用する。

（略）

### 付 則（令和三年二月九日条例第一号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

付 則（令和三年一二月三日条例第二九号）

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

職名	給料月額
区長	百二十四万六千七百円
副区長	百万八千九百円

別表第二（第三条関係）

職名	旅費の額
区長	東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二号）中副知事相当額
副区長	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）中指定職の職務にある者相当額